

嬉野市小中学校徴収金管理システム導入及び運用保守

公募型プロポーザル実施要領

1 事業の経緯、目的

嬉野市（以下「市」という。）では、学校における教職員の働き方改革について令和3年度より学習評価や成績処理について、ICT（校務支援システム等）を活用し業務改善に努めてきた。令和5年度は、学校徴収金についても業務の見直しを行うことになった。現行の集金袋による現金集金は、児童生徒が現金を学校に持参するため、紛失等の危険性があり、現金の取り扱いに家庭及び学校が時間を要している。学校徴収金業務の効率化に向け、標準化の検討を進めるとともに、給食費以外の教材費等の学校徴収金を管理するシステムを導入する予定である。調達するシステムは、教材費等の学校徴収金を口座振替で行うことを前提に、徴収金の歳入、歳出の管理や未納の督促等の機能を備えているものを予定している。

本プロポーザルは、必要な機能を備え、学校徴収金業務の効率化、標準化を実現するシステムの構築と稼働後の安定したシステム運用や操作研修等の充実した支援を期待できる事業者を選定するため、実施するものである。また、契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者又は業務責任者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者（以下「プロポーザル参加者」という。）が提出した提案書等の内容の状況を評価し、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を契約候補者として特定する。

ただし、参加がない場合又はプロポーザル参加者の中に適格者がいないときは契約候補者を特定しない場合がある。

2 業務の概要

(1) 業務名

嬉野市小中学校徴収金管理システム導入及び運用保守

(2) 業務の目的

本業務は、本市の小学校及び中学校に学校徴収金管理システムを導入することにより収納事務等を自動化し、保護者の利便性の向上、事務負担の軽減及び事務処理の効率化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別添「仕様書」参照

(4) 履行期間

契約締結日から令和10年10月31日まで

(5) 施行予定額（予算額）【長期継続契約5年間総額】

9,845,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

3 応募資格

応募者は、次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 当該委託業務に類似する業務を1年以上営んでいること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始がなされていない者であること。
- (4) 嬉野市発注の契約にかかる指名停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団員又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

- (6) 九州に本店、支店または事業所、営業所を有する者であること。

4 スケジュール（予定）

現段階において予定しているスケジュールは、以下のとおりである。

期 日	項 目
公募開始	令和5年4月21日（金）
質問書提出期限	令和5年5月1日（月）15時必着
質問書への回答期限	令和5年5月8日（月）
参加表明書類の提出期限	令和5年5月10日（水）17時必着
企画提案書類の提出期限	令和5年5月16日（火）17時必着
書類審査（一次審査）※	令和5年5月17日（水）
書類審査の結果及び審査会実施通知	令和5年5月19日（金）
プレゼンテーション審査（二次審査）	令和5年5月30日（火）
審査結果通知及び公表	令和5年5月31日（水）
契約締結	令和5年6月2日（金）

稼働開始

令和5年11月1日(水)

※必要書類提出締め切り後に一次審査(書類審査)を行い、二次審査会参加案内を送付する。一次審査を通過しなかった者に対しては、その旨通知する。審査結果に対する問い合わせ等は受け付けない。

5 応募方法

下記により提案事業の応募を受け付ける。

(1) 提出書類

ア 参加表明書類

【各1部】

- ① 嬉野市小中学校徴収金管理システム導入及び運用保守 参加表明書(様式1)
- ② 同 企業・法人の概要 (様式2) ※1
- ③ 同 業務実績調書 (様式3)
- ④ 納税証明書(写し可) 未納がない旨の証明書
・ 国税
・ 都道府県税
・ 市区町村税
- ⑤ 同 誓約書 (様式4)
- ⑥ ③で記載した業務実績を証する書類(契約書の写し)
- ⑦ 会社概要や業務概要を記したパンフレット

※1 従業員の総人数は、令和5年4月1日時点の単体の人数を記載すること。

イ 企画提案書類

【各12部】

- ① 嬉野市小中学校徴収金管理システム導入及び運用保守 企画提案書(様式5)
- ② 同 実施体制調書 (様式6)
- ③ 同 企画内容 (様式7)
A4判・縦型・横書き・左綴じ(両面印刷可)、文字サイズ10.5ポイント以上、表紙・目次を含まずにページ番号を付けること。ページの制限は20ページとする。)

※仕様書及び評価基準に沿った内容とし、様式7記載の項目1~4をすべて入れて具体的に作成すること。

※基本はA4版縦で記載するものとするが、A3版の場合は2ページ分(両面の場合4ページ分)とする。

- ④ 同 工程計画表 (様式8)
- ⑤ 同 機能概要 (別紙2)
- ⑥ 同 見積書 (様式9)
- ⑦ 同 積算内訳書 (様式10)

(2) 提出先

嬉野市役所 教育総務課

〒849-1492 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲 1769 番地
TEL 0954-66-9124 Email kyouiku@city.ureshino.lg.jp

(3) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は市役所開庁日の9時～17時の間のみ受け付ける。

※郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残るもので送付し、提出期限内に必着のこと。

(4) 提出書類の提出期限

ア 参加表明書類

令和5年5月10日(水) 17時までに必着

イ 企画提案書類

令和5年5月16日(火) 17時までに必着

(5) 提出書類の取扱い

- ① 提出された書類は、審査の結果に関わらず一切返却しない。
- ② 提出された書類は、本プロポーザルに係る業務に使用する場合に限り、必要に応じて複写する場合がある。
- ③ 提出された関係書類は、他事業者に提供しない。
- ④ 関係書類の提出期限後において、書類の追加・修正・変更は認めないものとする。ただし、審査に必要と認められる場合は、資料の追加提出を求めることがある。
- ⑤ 提出された書類については、提案者の承諾なしに他に利用することはない。

6 応募に係る質問について

応募に係る質問がある場合は、質問書(様式11)を提出すること。

(1) 提出方法

電子メール(kyouiku@city.ureshino.lg.jp宛て)

※電子メール以外による質問は受け付けないものとする。

(2) 提出期限

令和5年5月1日(月) 15時までに必着

(3) 回答方法

嬉野市ホームページにて公表を行う予定である。

(4) 回答期限

令和5年5月8日(月)

7 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、「嬉野市小中学校徴収金管理システム導入及び

運用保守採点基準」(別紙3)により、契約候補者及び次点者を決定する。

(1) プレゼンテーションの実施

日時：令和5年5月30日(火) 予定

場所：嬉野市役所(塩田庁舎) 3-2会議室

時間：準備5分、説明20分、質疑応答15分、片付け5分を予定

※プレゼンテーションの順番は参加表明書類の受付順とする。

※モニターは、嬉野市のものを用意する。他の機器(パソコン等)は、各提案者が準備すること。

※詳細な日時や実施時間は、参加表明書類の提出期限後、各社に別途通知する。

※プレゼンテーションは、提案内容を簡潔に分かり易く説明すること。

※プレゼンテーションに参加できる者は3名までとする。

(2) 審査結果

審査結果については、すべての応募者に文書で通知する。

なお、審査の経緯については公表しない。

また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(3) 提案内容の一部変更

採択後、採択された事業者と市による協議において、当初の提案内容を一部変更することがある。

8 契約等

企画が採用された事業者は、事業実施の候補者として本市と協議の上、委託契約等必要な契約を締結する。

9 留意点

(1) 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とする。

(2) 本市から提供する資料以外は、応募者が独自で入手すること。

(3) 公正な審査を妨害する恐れのある、全ての行為を禁止する。

(4) 本募集に伴い知り得た情報等は、本企画提案公募に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはできない。

(5) 提出書類に虚偽の記載がある場合は失格とする。

(6) 参加表明書を提出した者が、提案を辞退する場合は、参加辞退届(様式12)を持参又は郵送にて提出すること。

10 問い合わせ先

嬉野市役所 教育総務課 担当：大久保

TEL：0954-66-9124 FAX：0954-66-5676

電子メール kyouiku@city.ureshino.lg.jp